

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額			十億			百万			千			円
(前年からの繰越額)							2	7	0	8	0	1
(本年の収入額)							1	7	9	3	0	0
支 出 総 額								9	1	5	0	1
翌年への繰越額								6	6	8	0	0
							2	0	4	0	0	1

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額			十億			百万		9	/	千	5	0	0	円
員 数											1	8	3	

(2) 寄附

[illegible]

(その6)

[illegible]

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										
項 目		金 額								備 考
1 経常経費			十億		百万			千		円
(1) 人件費										0
(2) 光熱水費										0
(3) 備品・消耗品費										0
(4) 事務所費										0
小 計										0
2 政治活動費										
(1) 組織活動費										
(2) 選挙関係費										
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費										※ア～エの小計
ア 機関紙誌の発行事業費										
イ 宣伝事業費										
ウ 政治資金パーティー開催事業費										
エ その他の事業費										
(4) 調査研究費										
(5) 寄附・交付金						6	6	8	0	0
(6) その他の経費										
小 計						6	6	8	0	0
合 計						6	6	8	0	0

(注) 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、「備考」欄に内書でその額を記入し、併せて様式（その16）にその内訳を記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 寄附・交付金 ()				
支出の目的	金 額									年 月 日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
			十億		百万			千		円				
この頁の小計														
その他の支出								6	6	8	0	0		
合 計								6	6	8	0	0		

(注1) 1件5万円以上の支出は個別に記載し、1件5万円未満の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1件1万円超(1万1円以上)の支出は個別に記載し、1件1万円以下の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 1 月 25 日

政治団体の名称 瀬戸内運輸労働組合交通政策研究会

会計責任者の氏名 秋川 剛

代表者の氏名（代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。）

- (備考) 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置（記名押印等）を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置（記名押印等）を講ずる場合は、この限りでない。